

野田市農業委員会総会会議録（第 11 回）

1. 野田市農業委員会会長古谷文夫は令和 3 年 11 月 9 日午後 1 時 30 分、野田市農業委員会総会を野田市役所 2 階中会議室 1・2 に招集した。

1. 出席委員は次のとおりである。

1 番 石 山 幹 雄	2 番 石 山 高 弘
3 番 藤 井 愛 子	5 番 筑 井 正
6 番 古 谷 文 夫	7 番 齊 藤 和 夫
8 番 石 塚 正 夫	9 番 染 谷 美 佐 夫
10 番 針ヶ谷 久 翁	12 番 宇 佐 見 稔 久
13 番 吉 岡 清 美	

1. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名について

第 2 議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請について

議案第 3 号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について

議案第 4 号 農用地利用集積計画について

第 3 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について

報告第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出について

報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について

報告第 4 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約について

報告第 5 号 農用地利用集積計画の中途解約について

報告第 6 号 農用地利用配分計画の中途解約について

報告第 7 号 農地の現況に関する照会について

1. 出席事務局職員は次のとおりである。

事務局長	染谷 隆徳
事務局長補佐	大塚 和彦
農地農政係長	間中 浩司

議長 ただいまから令和 3 年第 11 回野田市農業委員会総会を開会します。

本日、4 番、川辺茂委員、病気のため欠席でございます。

8 番、染谷美佐夫委員からは、遅参の申し出がありました。

野田市農業委員会会議規則第 6 条の規定による定数に達しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

議事日程第1、議事録署名委員の選任に移ります。

例により、議長指名でご異議ありませんか。

— 異議なしの声多数 —

異議なしと認めます。

8番 石塚 正夫 委員

12番 宇佐見 稔久 委員を指名します。

本日の案件は、議案第1号から議案第4号までとなっております。

本日は、農地利用最適化推進委員も出席しておりますので意見を求めます。

議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

申請番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号1番についてご説明いたします。

1ページをご覧ください。

申請地は、田4筆で7528平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、農業経営の縮小のため、譲受人は、農業経営の拡大のためとなっております。

農地法第3条第2項に定められている不許可の基準には該当していません。

令和3年10月22日に受付をしております。

以上です。

議長 本案について、現地調査班第2班より説明をお願いします。

筑井委員 今月は2班が担当で、11月4日に現地調査を行いました。

今回の報告は議案第1号申請番号1番、4番から6番、議案第2号申請番号1番、3番については吉岡委員、議案第1号申請番号2番、3番、7番、8番、議案第2号申請番号2番、4番については石山幹雄委員が、ご報告します。

また、農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願については、事前に千葉県職員と事務局職員で現地調査を行っており、申請書を審査したところ、申請内容に問題がなかったため、現地調査は不要としました。

それでは、議案第1号申請番号1番について、吉岡委員から報告をお願いします。

吉岡委員 議案第1号申請番号1番について報告します。

申請地は、野田字谷田山下の田1筆、上花輪字大和田の田2筆、山崎字松ノ二の田1筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号2番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で24平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、面積が少なく耕作不能なため、譲受人は、自己所有地と一体化して農業の効率化をはかるためとなっております。

農地法第3条第2項に定められている不許可の基準には該当していません。

令和3年10月25日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石山（幹）委員 議案第1号申請番号2番について報告します。

申請地は、岩名字香取脇の畑1筆で肥培管理された農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号3番についてご説明いたします。

申請地は、田1筆で1708平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、農業経営の縮小のため、譲受人は、農業経営の拡大のためとなっております。

農地法第3条第2項に定められている不許可の基準には該当していません。

令和3年10月22日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石山（幹）委員 議案第1号申請番号3番について報告します。

申請地は、船形字昭和中の田1筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号4番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号4番についてご説明いたします。

申請地は、畑2筆で4223平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、農業経営の規模を縮小するため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第3条第2項に定められている不許可の基準には該当していません。

令和3年10月21日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

吉岡委員 議案第1号申請番号4番について報告します。

申請地は、三ツ堀字中屋敷の畑2筆で保全管理された農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号5番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第1号申請番号5番についてご説明いたします。

2ページをご覧ください。

申請地は、田2筆で3277平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、農業経営の縮小のため、譲受人は、農業経営の拡大のためとなっております。

農地法第3条第2項に定められている不許可の基準には該当していません。

令和3年10月22日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

吉岡委員 議案第1号申請番号5番について報告します。

申請地は、木野崎字城下の田1筆、木野崎字木野崎新田の田1筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号 6 番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 1 号申請番号 6 番についてご説明いたします。

申請地は、田 1 筆で 853 平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、高齢により農業経営が困難なため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項に定められている不許可の基準には該当していません。

令和 3 年 10 月 22 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

吉岡委員 議案第 1 号申請番号 6 番について報告します。

申請地は、木野崎字木野崎新田の田 1 筆で耕作中の農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 申請番号 7 番、8 番は関連があるので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 1 号申請番号 7 番、8 番についてご説明いたします。

2 ページ、3 ページをご覧ください。

申請地は、田 4 筆で 2150 平方メートル、畑 8 筆で 8086 平方メートル、合計 12 筆で 10236 平方メートルとなっております。

権利の内容は所有権移転です。

申請理由は、譲渡人は、高齢のため農業経営の規模を縮小するため、譲受人は、農業経営の規模を拡大するためとなっております。

農地法第 3 条第 2 項に定められている不許可の基準には該当していません。

令和 3 年 10 月 25 日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石山（幹）委員 議案第 1 号申請番号 7 番、8 番について報告します。

申請地は、木間ヶ瀬字下羽貫の田 4 筆、畑 8 筆で肥培管理された農地でした。

営農計画書、申請添付書類の審査及び現地調査の結果を踏まえ、調査班においては許可相当と判断されます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第1号について、採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第2号「農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請について」を議題とします。

申請番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号申請番号1番についてご説明いたします。

4ページをご覧ください。

申請地は、畑1筆で624平方メートルの内149平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃借権設定による資材置場用地です。

令和3年10月22日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

吉岡委員 議案第2号申請番号1番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

計画内容は、切土・盛土は行わず、現況高に砕石敷きにて整地し、資材置場を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲に土留めを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 申請番号1番の説明をする前に、申請番号1番から4番の案件に共通している許可検討事項について、ご説明いたします。

まず、信用については、過去の状況を確認したところ、特に問題ないと認められます。

次に転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないものとなっておりますが、農地台帳を確認したところ賃借人等はいないため、該当しないと考えます。

以上が共通している許可検討事項になります。

それでは、申請番号1番のその他の許可検討事項についてご説明いたします。

まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号申請番号2番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で955平方メートルとなっております。

転用の目的は、賃借権設定による駐車場用地です。

令和3年10月25日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石山（幹）委員 議案第2号申請番号2番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、市街化区域に近接し、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、駐車場として使用されていますので始末書が添付されています。

計画内容は、砂利敷きされていますので、現状のまま利用する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、周囲に農地がないため、特にありません。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力についてですが、新たな工事は発生しないため、添付されていません。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

—染谷委員入室—

議長 申請番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号申請番号3番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で1176平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和3年10月25日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

吉岡委員 議案第2号申請番号3番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、雑草が生い茂っている農地でした。

計画内容は、盛土・切土は行わず、現状のままで太陽光発電施設を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、フェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 申請番号4番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号申請番号4番についてご説明いたします。

申請地は、畑1筆で1290平方メートルとなっております。

転用の目的は、所有権移転による太陽光発電施設用地です。

令和3年10月25日に受付をしております。

以上です。

議長 本案についても現地調査が行われておりますので、調査班より報告をお願いします。

石山（幹）委員 議案第2号申請番号4番について報告します。

農地区分と被害防除の観点から申し上げます。

申請地は、鉄道駅、市役所等それぞれの基準点の周囲おおむね500メートル以内の宅地率が40パーセントを超えるため、1キロメートルまで半径を延長し、宅地率が40パーセントを超えているため、第2種農地であると判断されます。

当該地の現況は、保全管理された農地でした。

計画内容は、盛土・切土は行わず、現状のままで太陽光発電施設を整備する計画となっております。

給排水関係は、給排水はなく、雨水は敷地内浸透になります。

周辺農地への被害防除対策は、フェンスを設置する計画となっております。

事業計画及び申請添付書類並びに現地調査の結果を踏まえ、現地調査班においては、許可相当と判断されます。

以上です。

議長 農地法に基づく農地転用の許可検討事項について、事務局の説明を求めます。

事務局 まず、資力については、預金残高証明書が添付されており、必要な資力があると認められます。

土地改良区の意見書及び排水同意書は添付されております。

また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性、計画面積の妥当性は適正であり、防災計画、周辺農地への被害防除対策等も計画上、問題ないと判断されます。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び現地調査班の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第2号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります

議案第3号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」を議題とします。

申請番号1番について事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号申請番号1番についてご説明いたします。

5ページをご覧ください。

申請地は、農地法所定の手続きをせず昭和48年頃から、宅地として利用し、現在に至っております。

平成10年11月撮影の空中写真及び現況写真並びに経過説明書の状況と現地調査班の結果を踏まえ、農地法所定の許可を得ないまま20年以上経過しており、かつ、この間、農地法第51条の規定による処分を受けていないため、要件を満たしていると考えます。

令和3年10月21日に受付をしております。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第3号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

次に移ります。

議案第4号「農用地利用集積計画について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号申請番号1番から23番についてご説明いたします。

7 ページ、8 ページをご覧ください。

野田市長より令和3年10月28日付けで、令和3年度第7次農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により農業委員会の決定を求められています。

農用地利用集積計画の一般でございますが、10年の賃借権設定が畑2筆で440平方メートル、5年の賃借権設定が田4筆で8318平方メートル、2年8か月の賃借権設定が畑1筆で534平方メートル、2年1か月の賃借権設定が畑16筆で3423.48平方メートルとなっております。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりました。

—質疑なしの声あり—

質疑なしと認めます。

これより議案第4号について採決します。

本案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

—全員挙手—

全員賛成と認めます。

よって本案は、原案のとおり可決されました。

報告事項に移ります。

「報告第1号から第7号」について、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 報告事項の1ページから3ページをご覧ください。

報告第1号 農地法第3条の3の規定による相続の権利取得の届出は、4件受理しております。

次に4ページをご覧ください。

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、4件受理しております。

次に5ページから9ページをご覧ください。

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による市街化区域内の農地転用の届出は、20件受理しております。

なお、報告第1号から第3号については、添付書類を含め、適法であったため、届出を受理し、受理通知書を交付しております。

次に10ページをご覧ください。

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約は、2件提出がありました

次に11ページをご覧ください。

報告第5号 農用地利用集積計画の中途解約は、1件提出がありました。

次に12ページをご覧ください。

報告第6号 農用地利用配分計画の中途解約は、1件提出がありました。

次に13ページから14ページをご覧ください。

報告第7号 農地の現況に関する照会については、登記官からの照会が2件、国税局からの照会が1件ありました。

議長 報告第7号の登記官照会については、昭和56年8月28日付け法務省民事局長通知により原則農業委員、農地利用最適化推進委員3名以上と事務局職員で調査にあたることとなっておりますが、番号1番は、許可済み地のため事務局で現地調査を行い、非農地であることを確認し、千葉地方法務局柏支局に記載のとおり回答いたしました。

番号2番について、調査にあたった石山（高）委員より報告をお願いします。

石山（高）委員 報告第7号登記官照会の番号2番について報告します。

去る10月15日に私と齊藤農業委員、栗原推進委員、事務局職員1名と現地調査を行いました。

照会地は篠竹が生い茂っていましたが、調査委員の合議の結果、現況は農地であるとの結論となったため、千葉地方法務局に記載のとおり回答いたしました。

以上です。

議長 国税局照会の番号1番について、調査にあたった石塚委員より報告をお願いします。

石塚委員 報告第7号国税局照会の番号1番について報告します。

去る9月28日に私と吉岡農業委員、山田推進委員、事務局職員2名と現地調査を行いました。

照会地は、耕作中の農地でした。

調査委員の合議の結果、現況は農地であるとの結論となったため、東京国税局に記載のとおり回答いたしました。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明及び委員の報告が終わりました。

質問やご意見のある方は、挙手をお願いします。

—質疑なしの声あり—

これらは報告事項でございますので、ご了承いただきたいと思います。

以上で、本日のすべての議事が終了しましたので、総会を閉会します。（午後2時2分）